君津市教職員の働き方改革プラン　R8改訂版について（概要）

君津市教育委員会では、令和3年に「君津市教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和7年1月に改訂を行った上で、本プランに基づいて学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできたところである。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる「給特法」）の改正法の成立にあたり本プランも改訂した。

１　プランの位置づけについて

教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、小中学校等の教育職員の業務量の適切な管理その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項について定める。

２　主な内容

（1）目的

〇教職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
〇教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること

（2）趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における「働き方改革の一層の推進」「組織的な学校運営及び指導の促進」並びに「教員の処遇の改善」をはかるための措置を講ずる。

３　国の目指す指標や取組

令和１１年度までに、１か月の時間外在校時間を平均３０時間程度に削減
→「月４５時間以下」の原則の徹底を通じて、全国平均の目標達成を目指す

（1）目標達成のために政府が講ずる措置

①教師１人当たりの担当する授業時間の削減

②教育課程の編成の在り方についての検討

③教職員定数の標準の決定

④支援スタッフの増員

⑤不当な要求等を行う保護者等への対応についての支援（カスタマーハラスメント対応）

⑥部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助

4　君津市の主な取組

〈今後実施する主な取組〉

〇業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革プラン）」の策定、公表、実行

〇「計画」と「進捗状況」の総合教育会議への報告

〇個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

〇「君津市版学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアル（仮称）」の作成

〇長期休業中の多様な働き方実施についての検討

〈継続していく主な取組〉（取組の主体）

〇学年始めの準備期間平日５日間を確保（市・学校）

〇給食費公会計化の導入、中学校修学旅行の業者へ直接振り込み（市・学校）

〇学校徴収金代行システム導入の準備（市）

〇会議の目的や内容に応じた開催方法の工夫（オンライン会議等）（市）

〇君津市部活動ガイドラインの遵守の働きかけ・地域展開の取組（市）

〇デジタル化の推進（職員会議資料の電子化、学校評価等）（市・学校）

〇教育課程の新たな編成による教育活動を確保した中での工夫（学校）

5　働き方改革プランの成果

〈超過勤務者の割合（月45時間以上）〉

小学校　〈R4〉32.1%　→　〈R7〉18.2%　（13.9 ポイントの改善）
中学校　〈R7〉52.1%　→　〈R7〉21.7%　（30.4 ポイントの改善）

〈勤務時間を意識して勤務ができていると回答した教職員の割合〉

小・中学校　〈R5〉80%　→　〈R7〉85%（5 ポイントの向上）

6　今後の君津市が目指す指標

（1）時間外在校時間の上限の設定

・月80時間以上の超過勤務者の割合　・・・・・　0%

・月45時間以上の超過勤務者の割合　・・・・・　5%未満

（2）教職員の意識改革

・子供と向き合う時間を確保できていると感じている教職員の割合　・・・・・　78%以上

・勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合　・・・・・　100%

（3）年次有給休暇の取得促進（年休取得率の向上）

・10日以上取得した教職員の割合　・・・・・　100%以上